

快適職場づくり 事例集 (有期事業編)

1

快適な作業環境の維持管理

- 1 空気環境
- 2 温熱条件
- 3 視環境
- 4 音環境
- 5 作業空間等

2

作業方法を改善する措置

- 1 不良姿勢作業
- 2 重筋作業
- 3 高温多湿騒音等作業
- 4 緊張作業
- 5 機械操作等

3

疲労回復を改善する措置

- 1 休憩室等
- 2 シャワー室等
- 3 相談室等
- 4 環境整備・緑他

4

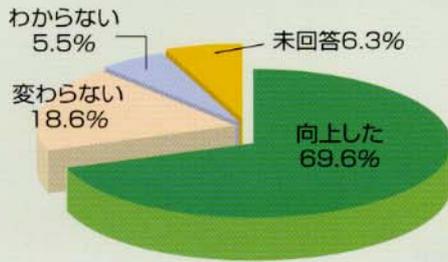
その他の快適な職場環境を形成するための措置

- 1 洗面所・更衣室等
- 2 食堂等
- 3 給湯設備・談話室等

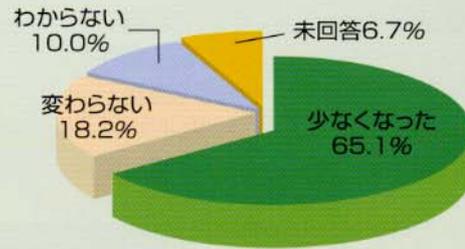
働く人々がその生活時間の多くを過ごす職場について、疲労やストレスを感じることの少ない快適な職場環境を形成していくことは極めて重要です。職場の快適性が高いと、労働災害の防止、健康障害の防止が期待できるだけでなく、職場の活性化に対しても良い影響を及ぼします。

ここでは実際の事業場で取り組まれているいろいろな快適化の事例を「事業者が講ずべき快適な職場環境の形成のための措置に関する指針」（快適職場指針）で示されている項目ごとに分類して紹介します。

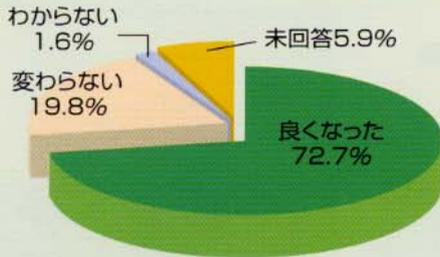
——— 快適職場づくりに取り組んだ効果 ———



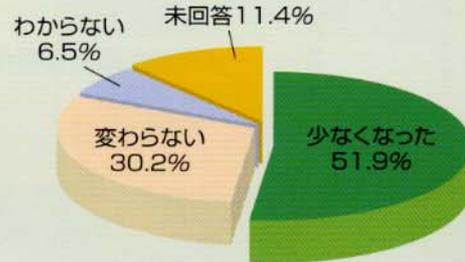
■働きやすさ生産性



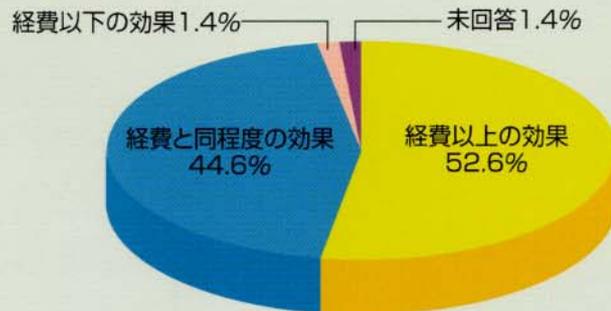
■疲労感ストレス



■職場の整理整頓

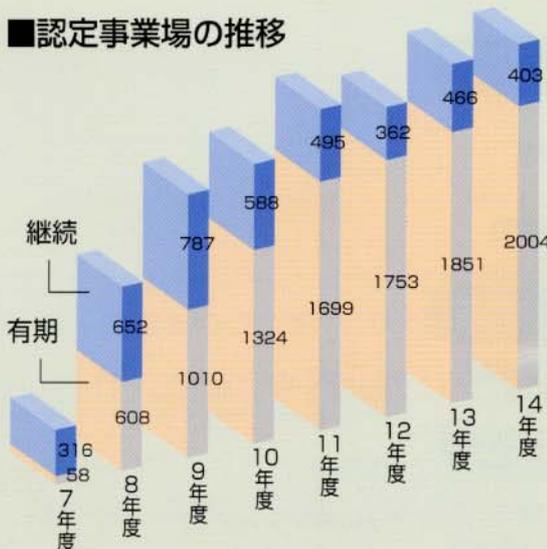


■危険・有害性作業



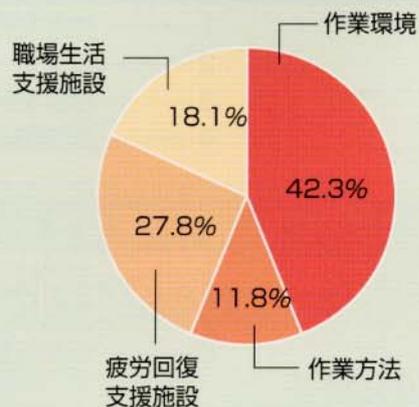
■快適職場推進活動実施結果調査

■認定事業場の推移



■指針項目別割合

(平成4年度～14年度)



1 空気環境

屋内作業場では、空気環境における浮遊粉じんや臭気等について、労働者が不快と感ずることのないよう維持管理できるように必要な措置を講ずることとし、必要に応じ作業場内における喫煙場所を指定する等の喫煙対策を講ずること。また、浮遊粉じんや臭気等が常態的に発生している屋外作業場では、これらの発散を抑制するために必要な措置を講ずることが望ましいこと。

2 温熱条件

屋内作業場においては作業の態様、季節等に応じて温度、湿度等の温熱条件を適切な状態に保つこと。また、屋外作業については、夏季及び冬季における外気温等の影響を緩和するための措置を講ずることが望ましいこと。

快適な作業環境の維持管理

事業場で取り組んでいる
快適職場づくりの
事例を紹介します



2 温熱条件

冷暖房完備で十分な明るさの現場事務所

3 視環境

作業に適した照度を確保するとともに、視野内に過度な輝度対比や不快なグレアが生じないように必要な措置を講ずること。また、屋内作業場については、採光、色彩環境、光源の性質などにも配慮した措置を講ずることが望ましいこと。

4 音環境

事務所については、外部からの騒音を有効に遮蔽する措置を講ずるとともに、事務所内のOA機器について低騒音機器の採用等により、低騒音化を図ること。また、事務所を除く屋内作業場についても、作業場内の騒音源となる機械設備について遮音材で覆うこと等により騒音の抑制を図ること。

5 作業空間等

作業空間や通路等の適切な確保を図ること。



1 空気環境

土砂をトラックに積み込む際に土埃が立たないように建屋の中でカットゲートから直接積み込む様にした。また、散水も行っている。



2 温熱条件

移動式テントの中に電気ストーブを設置して冬季の屋外作業の負担を緩和した。

3 視環境

手元作業をしやすいように補助照明として移動式のスポットライトを利用できるようにした。



1 不良姿勢作業

腰部、頸部等身体の一部又は全身に常態的に大きな負担のかかる不自然な姿勢での作業については、機械設備の改善等により作業方法の改善を図ること。

2 重筋作業

荷物の持ち運び等を常態的に行う作業や機械設備の取扱い・操作等の作業で相当の筋力を要するものについては、助力装置の導入等により負担の軽減を図ること。

作業方法を改善する措置

2

3 高温多湿騒音等作業

高温、多湿や騒音等の場所における作業については、防熱や遮音壁の設置、操作の遠隔化等により負担の軽減を図ること。

4 緊張作業

高い緊張状態の持続が要求される作業や一定の姿勢を長時間持続することを求められる作業等については、緊張を緩和するための機器の導入等により、負担の軽減を図ること。

5 機械操作等

日常用いる機械設備、事務機器や什器等については、識別しやすい文字により適切な表示を行うとともに、作業動作の特性に適合した操作が行える等作業をしやすい配慮がなされていること。



4 緊張作業

クレーンの玉掛け作業時にオペレーターから作業員や吊り荷の様子がわかりにくいことがあるので、ブームの先端にカメラを設置してモニターで確認できるように緊張を軽減した。



1 不良姿勢作業

移動式作業台を利用することにより簡単に高所の内装作業ができるようになった。キャスターを片方の足に付けることで持ち運びの負担も軽くなった。



1 不良姿勢作業

高所での作業を楽に行えるように高所作業台を各階に導入した。



2 重筋作業

資材を運搬するのにストッパーが付いたキャスター付きの台車で運ぶようにして、運搬の負担を軽減した。

1 休憩室

疲労やストレスを効果的に癒すことができるように、
臥床できる設備を備えた休憩室等を確保すること。

疲労回復を 図るための 施設・設備の 設置・整備

3



1 休憩室

作業現場の近くに休憩室コーナーを作った。自動販売機や観葉植物などを置いてリラックスできるようにした。



1 休憩室

トンネル工事の現場で防じんマスクを外せるよう坑外から外気を取り入れる方式の休憩室を作った。内部にはリラックスできるよう音楽が聴け、飲み物の自動販売機も設置している。



1 休憩室

休憩室を喫煙者用と禁煙者用に分けた。



1 休憩室

休憩室で臥床できるようにした。



2 洗身施設

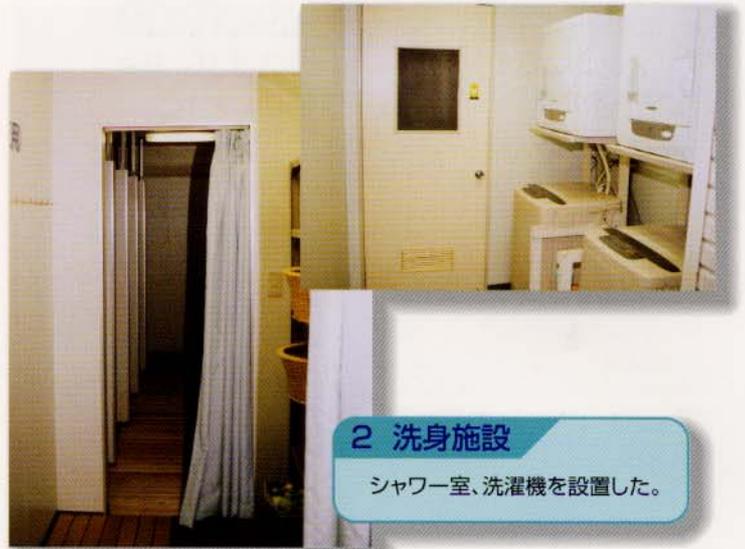
多量の発汗や身体の汚れを伴う作業がある場合には、シャワー室等の洗身施設を整備するとともに、常時これを清潔にし、使いやすくしておくこと。

3 相談室

職場における疲労やストレス等に関し、相談に応ずることができるよう相談室等を確保すること。

4 環境整備

職場内に労働者向けの運動施設を設置するとともに、敷地内に緑地を設ける等の環境整備を行うことが望ましいこと。



2 洗身施設

シャワー室、洗濯機を設置した。



2 洗身施設

男女別のシャワー室を設けた。



4 環境整備

休憩室や事務所棟の前にプランタンを置いてリラックスできるようにした。



4 環境整備

朝礼台の前にプランタンを置いた。



1 洗面所、更衣室等

洗面所、更衣室等の労働者の就業に際し必要となる設備を常時清潔で使いやすくしておくこと。

2 食堂等

食堂等の食事をするのできるスペースを確保し、これを清潔に管理しておくこと。

3 給湯設備

労働者の利便に供するよう給湯設備や談話室等を確保することが望ましいこと。

その他の快適な 職場環境を 形成するための 措置

4



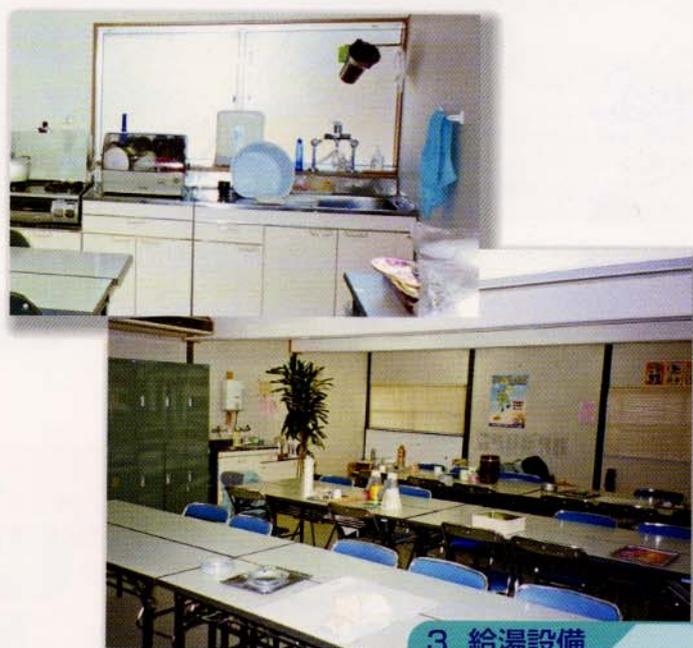
1 洗面所、更衣室等

洗面所を設け洗濯機を置いた。



2 食堂等

作業員用の食堂と売店を整備した。



3 給湯設備

休憩室に流し台を設置して給湯できるようにした。

<http://www.jaish.gr.jp>

安全衛生情報センター



<http://www.jisha.or.jp>

中央労働災害防止協会



快適職場推進計画の
認定について

快適職場づくりの
事例と
快適職場フォーラム

職場の喫煙
対策
(空間分煙)

快適職場づくりの
書籍等のご紹介

快適職場づくりのお問い合わせ、ご相談は都道府県労働基準協会（連合会）内に設置している
都道府県快適職場推進センター、または中央快適職場推進センターまでご連絡下さい。

中央労働災害防止協会 中央快適職場推進センター

〒108-0014 東京都港区芝5-35-1

TEL 03-3452-6396・6406 FAX 03-3454-7624 E-mail kaiteki@jisha.or.jp